

○常総衛生組合職員定数条例

昭和37年7月11日
常総衛生組合条例第5号

改正 昭和39年3月18日 組合条例第1号 昭和51年3月26日 組合条例第1号
昭和53年3月1日 組合条例第1号 平成19年10月25日 組合条例第1号
令和2年3月30日 組合条例第2号

(職員)

第1条 この条例で「職員」とは、この組合に常時勤務する職員（6月以内の期間を定めて雇用される者及び臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。）をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

事務局の職員 32名

(定数外職員)

第3条 休職者及び療養休暇3月以上に及ぶ者は、前条の定数のほかにおくことができる。

(職員定数の配分)

第4条 前条に掲げる職員の定数の事務局内の配分は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年組合条例第1号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年組合条例第1号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年組合条例第1号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則 (令和2年組合条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。